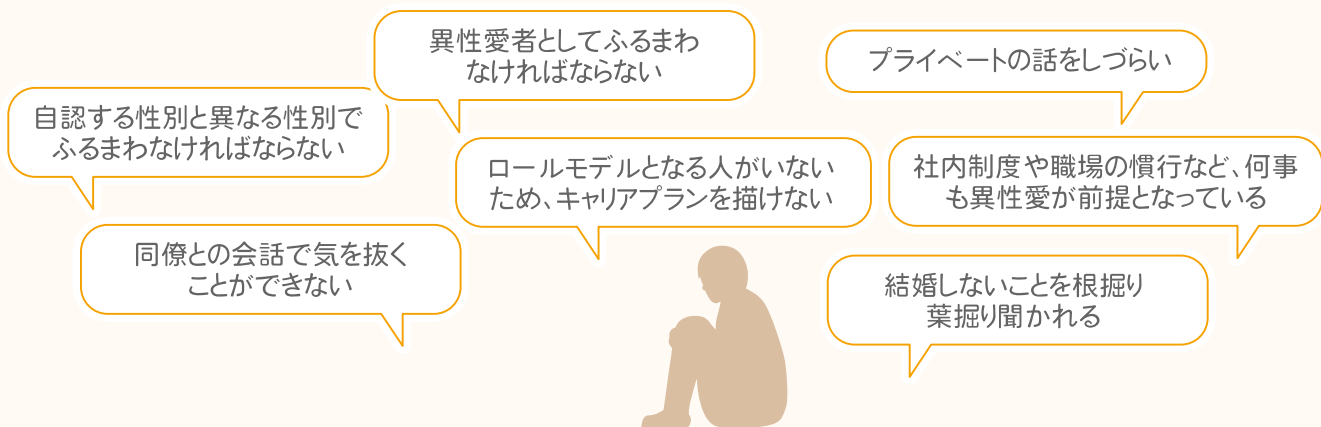


「ホモネタ」「レズネタ」などのハラスメントは、社会的につくられた「男らしさ」「女らしさ」から外れていると周囲に受け止められた場合に起こります。こうしたことは「男のくせにナヨナヨして気色わるい」「女なんだから化粧ぐらいすれば」等のジェンダーに関する差別やハラスメントにもつながるものです。そのため、性的指向や性自認に関する差別やハラスメントはあらゆる職場で起こり得る問題であると認識する必要があります。

「職場におけるダイバーシティ推進事業報告書(令和2年3月)」では、職場におけるカミングアウトについても聞いています。誰にもカミングアウトしていない人は8割を超えており、カミングアウトができない社会がうかがえます。



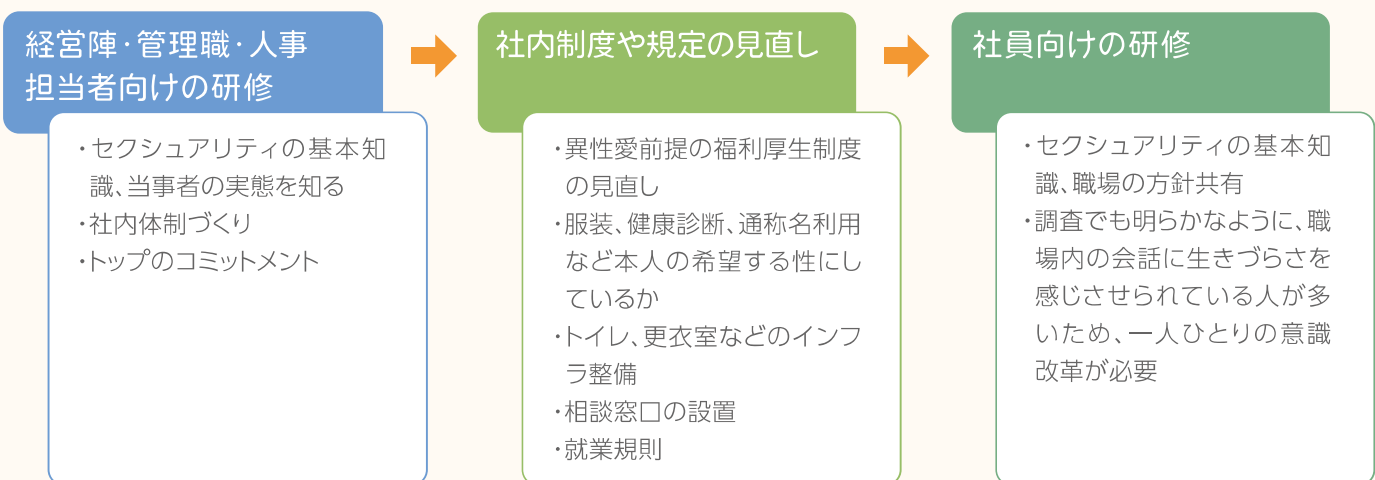
職場で困りごとを抱える当事者の声



その他にも、「トイレや更衣室などの施設利用」については、特にトランスジェンダーが困難を抱えています。多くの場合、トイレや更衣室、制服などは「生物学的性=戸籍の性」で割り振りされており、そのことで自認する性との違和をより感じさせられ、生きづらさとなっています。

また、「同性パートナーに福利厚生制度が適用されないこと」や「健康診断を受けづらい」、「相談先がない」などのさまざまな困難が職場の中にあります。

性にとらわれず、すべての人が働きやすい職場づくり



三重県では、2021(令和3)年4月1日に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を施行し、同年9月には「パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。

